

大阪急性期・総合医療センターの会議室等に関する貸付要領

（目的）

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産貸付規程（以下「規程」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合センター（以下「センター」という。）の講堂や会議室等（以下「会議室等」という。）の貸付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付の範囲）

第2条 会議室等の貸付は、次の各号に掲げる場合とする。

固定資産貸付規程第3条第1項第1号から第5号に該当する場合、かつ医療の向上等に資すると総長が認めた場合。

2 次の場合には貸付を認めない。

- （1） 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある場合。
- （2） 政治活動、宗教活動が目的である場合。
- （3） 物品の展示、販売などの営利活動を目的とする場合。ただし、本来の使用目的に付随するもので、営利を目的とするものでない場合を除く。
- （4） センター内の施設等を損傷・滅失するおそれがある場合。
- （5） センター内（通路・ホール等含む）で感染対策を行わない場合。
- （6） その他、センター内の秩序の維持、静穏の保持等、センターの管理運営上支障が生じるおそれがある場合。

（貸付の申込み）

第3条 会議室等の貸付申込みは、規程第5条第1項に定める資産借受申請書（様式第1号）に準じ、別紙1において原則として使用の半年前から受け付けるものとする。

2 会議室等の貸付に際し、規程第9条第1項第1号から第3号のおける減免の基準を満たし、貸付料の減免を受けようとする者は、規程第10条に定める資産貸付料減額・免除申請書（様式第2号）に準じ、別紙2において申し込みするものとする。

（貸付時間）

第4条 会議室等の貸付可能時間は、準備、設営、後片付け等の時間を含み、原則として平日9時から17時30分までの間とする。

2 事前にセンターの承認を得た場合に限り、前項で定める貸付可能時間の前後（9時以前または17時30分以降）の時間での貸付を受けることが出来る。

3 貸付時間は1日単位とする。

（貸付料・貸付料の徴収）

第5条 会議室等の貸付料は、規程第9条第2項の各号に該当する場合を除き、有償とする。

- 2 貸付料は、規程第6条第2項から第5項に基づき算定した額とする。
- 3 第3条第1項により受付けを行った時点で契約成立とし、貸付料を請求する。
- 4 貸付料については、使用日までにセンターが指定した銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は、使用者の負担とする。

(貸付料の不還付)

第6条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、天災その他、使用者の責に帰すべきことのできない事由により会議室等の貸付ができなくなったときはその限りでない。

(貸付の条件)

第7条 使用者は、会議室等を使用する時は、センターの定める貸付の条件に従うとともに、センターの職員の指示に従わなければならない。

(転貸の禁止)

第8条 使用者は、貸付を受けた会議室等を第三者に転貸、または担保に供してはならない。

(設備等の変更禁止)

第9条 使用者は、センターの承諾を得ずに、会議室等に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。

(使用の取消し)

第10条 センターは、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消することができる。

- (1) 規程及び本要領若しくは貸付条件に違反し、またはセンターの職員の指示に従わなかったとき。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、会議室等の使用ができなくなったとき。
- (3) 工事その他の都合により、センターにおいて会議室等を使用する必要性が生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、貸付を取消されたとき、または使用を終了したときは会議室等を原状に回復しなければならない。

(その他)

第12条 その他、詳細については、センターと使用者において、別途協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定については、令和7年11月1日から施行する。